様式第二号の十四(第八条の十七の三関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和8年4月8日

群馬県知事　　あて

提出者　　〒370-2393
住　所　群馬県富岡市富岡2073-1
氏　名　　富岡地域医療企業団
企業長　佐藤　尚文
電話番号　0274-63-2111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、　令和7年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	公立富岡総合病院
事業場の所在地	群馬県富岡市富岡2073－1
事業の種類	大分類:医療・福祉　　中分類:医療業
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	感染性廃棄物　58t 廃油　0.45t	全処理委託量	感染性廃棄物　58t 廃油　0.45t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0t	優良認定処理業者への処理委託量	感染性廃棄物　58t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0t	再生利用業者への処理委託量	0t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0t	認定熱回収業者への処理委託量	0t
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0t

電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	前々年度	感染性廃棄物　62.03t 廃油　0.5t
	前年度	感染性廃棄物　64.54t 廃油　0.5t
(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組)		

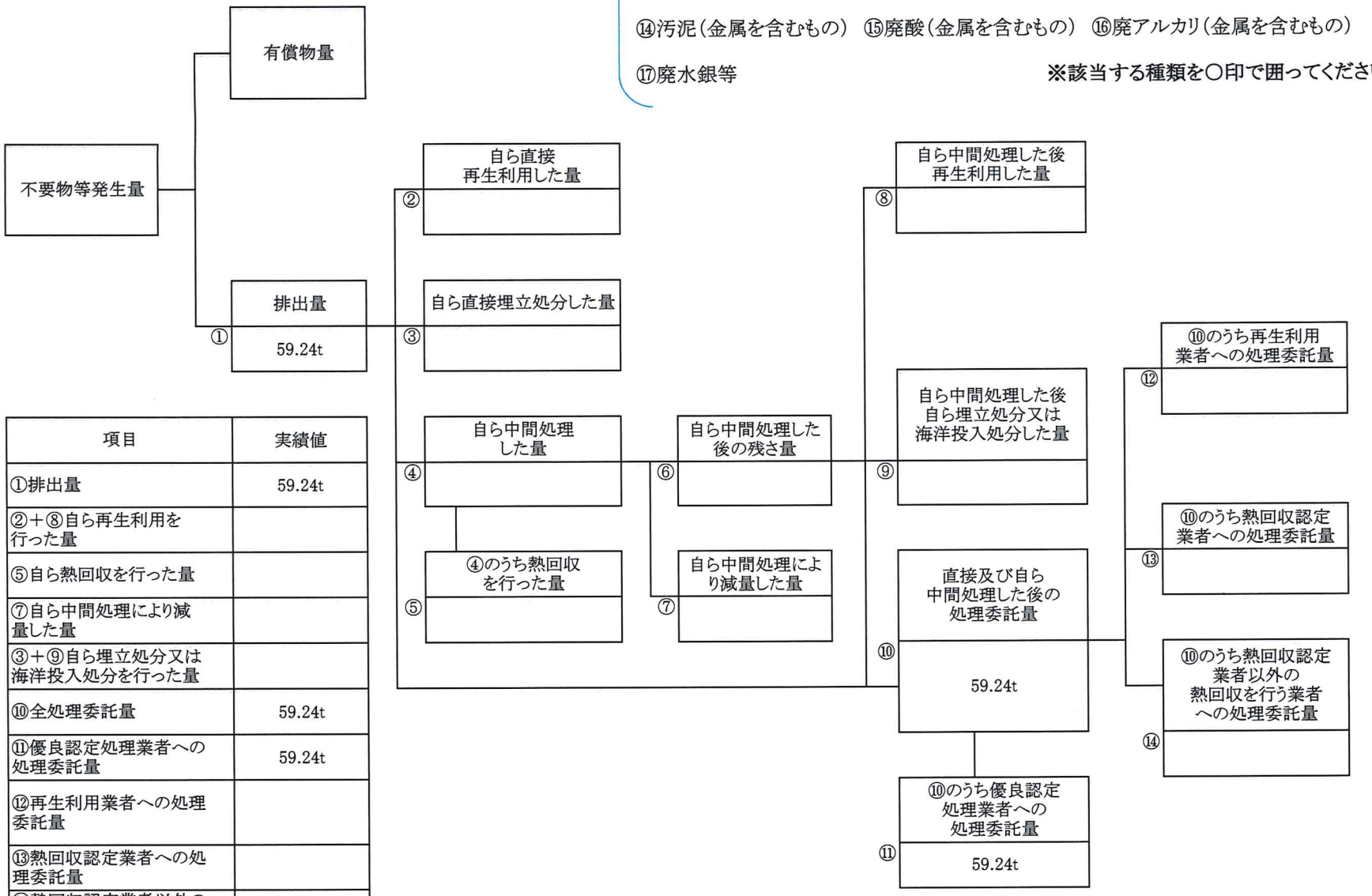
※事務処理欄	

(日本産業規格　A列4番)

計画の実施状況

特別管理産業廃棄物の種類：①廃油 ②廃酸 ③廃アルカリ ④感染性廃棄物 ⑤廃PCB ⑥PCB汚染物 ⑦PCB処理物 ⑧指定下水汚泥 ⑨鉱さい ⑩廃石綿等 ⑪燃え殻 ⑫ばいじん ⑬廃油（金属を含むもの） ⑭汚泥（金属を含むもの） ⑮廃酸（金属を含むもの） ⑯廃アルカリ（金属を含むもの） ⑰廃水銀等

※該当する種類を〇印で囲ってください



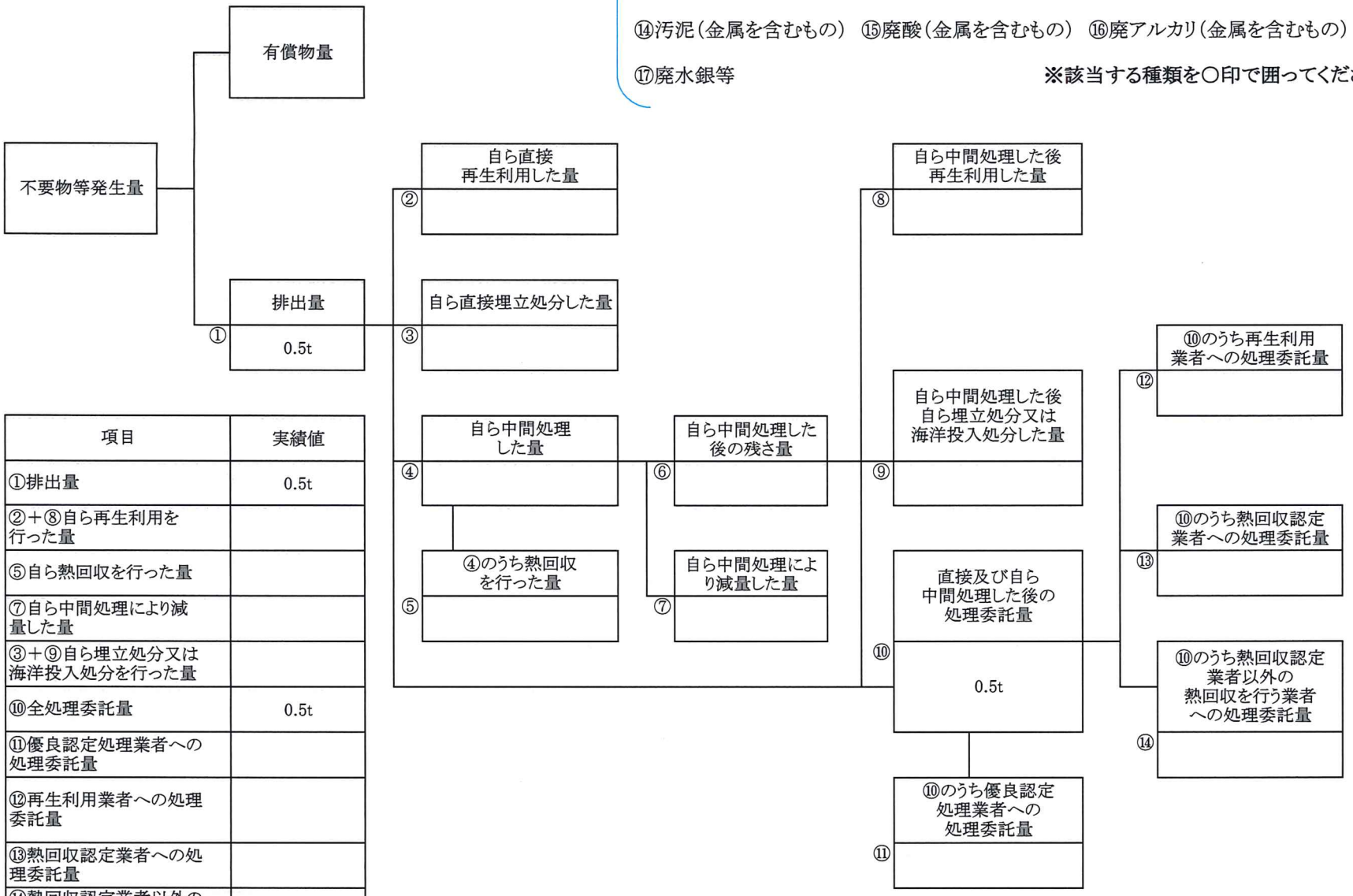
項目	実績値
①排出量	59.24t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	
⑤自ら熱回収を行った量	
⑦自ら中間処理により減量した量	
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	
⑩全処理委託量	59.24t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	59.24t
⑫再生利用業者への処理委託量	
⑬熱回収認定業者への処理委託量	
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	

（第2面）

計画の実施状況

特別管理産業廃棄物の種類：(①廃油) ②廃酸 ③廃アルカリ ④感染性廃棄物 ⑤廃PCB ⑥PCB汚染物 ⑦PCB処理物 ⑧指定下水汚泥 ⑨鉱さい ⑩廃石綿等 ⑪燃え殻 ⑫ばいじん ⑬廃油（金属を含むもの） ⑭汚泥（金属を含むもの） ⑮廃酸（金属を含むもの） ⑯廃アルカリ（金属を含むもの） ⑰廃水銀等

※該当する種類を○印で囲ってください



項目	実績値
①排出量	0.5t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	
⑤自ら熱回収を行った量	
⑦自ら中間処理により減量した量	
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	
⑩全処理委託量	0.5t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	
⑫再生利用業者への処理委託量	
⑬熱回収認定業者への処理委託量	
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	

（第2面）

備考

1　翌年度の6月30日までに提出すること。

2　「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

3　「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。

4　第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。

(1) ①欄　当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
(2) ②欄　(1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
(3) ③欄　(1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
(4) ④欄　(1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
(5) ⑤欄　(4)の量のうち、熱回収を行った量
(6) ⑥欄　自ら中間処理をした後の量
(7) ⑦欄　(4)の量から(6)の量を差し引いた量
(8) ⑧欄　(6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
(9) ⑨欄　(6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
(10) ⑩欄　中間処理及び最終処分を委託した量
(11) ⑪欄　(10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
(12) ⑫欄　(10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
(13) ⑬欄　(10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
(14) ⑭欄　(10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量

5　第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。

6　特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。

7　「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）並びに電子情報処理組織使用義務者にあっては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。

8　※欄には、何も記入しないこと。

廃 棄 物 の 分 別 表

富岡地域医療企業団 廃棄物対策委員会 H30.6

区分				回収容器	場所	廃棄物の具体例
医療系廃棄物	感染性廃棄物	可燃物・不燃物		ペール缶 黄色 ハザード	サービスセンター他	・注射針・メス等鋭利なもの・点滴セット(ボトルは除く) ・ガイドワイヤー・トロッカーカテーテル針等医療用金属製器具のうち滅菌・薬液消毒等できないもの ・抗がん剤等の有害物質の空きビン ※抗がん剤・キシレン等で、残量のあるものは薬品管理室にて管理
				ダンボール 橙色 ハザード		・血液等が付着した(注射器・手術着等ディスポ製品・ガーゼ・脱脂綿・包帯)各種チューブ類・ハルンバック・チェストドレーンバック等その他これらに類するもの ・その他院内より排出される感染性のもの
						・感染性のオムツ等これらに類するもの ※ ビニール袋で個別包装すること ※ 一般患者のオムツは一般廃棄物
	非感染性廃棄物	可燃物	オムツ以外の可燃物	ポリ袋	サービスセンター他	・点滴用ボトル・血液等の付着していない(注射器・手術着等ディスポ製品・ガーゼ・脱脂綿・包帯)・プラスチック容器等その他これらに類するもの ・その他医療行為により排出されるプラスチック・ビニール・ゴム製品類 ※ 針の混入は絶対にさけること
		不燃物	ビン ガラス類	ポリ袋	サービスセンター他	・アンプル・点滴ビン・薬剤容器・試薬等の容器 ペン型インスリン注入器(針部分は感染性) その他医療行為により排出されるビン・ガラス類 ※ 針の混入は絶対にさけること
			金属類	ポリ袋	サービスセンター他	・プロキシメイト(自動吻合器)・ガイドワイヤー等医療用金属製器具のうち、滅菌・薬液消毒等済みのもの ・石膏・薬品の缶・軟膏チューブ等その他医療行為により排出される金属類 ※ 針の混入は絶対にさけること
一般廃棄物	資源ごみ		紙類	紐で縛る	集塵室他	・ダンボール・雑誌・書籍・新聞紙・その他厚みのある紙類等その他これらに類するもの
			飲料缶	ポリ袋		・飲料缶
			ペットボトル	ポリ袋		・ペットボトル(ふたは別容器にいれる)等
	可燃ごみ			ポリ袋	集塵室他	・紙クズ・木クズ・布クズ・包装紙・ペーパータオル等その他これらに類するもの・滅菌物等の包装
	不燃ごみ			ポリ袋	集塵室他	・缶・ビン・陶磁器類・金属類・ガラス類等その他これらに類するもの
	オムツ			ポリ袋	トイレ	・感染性以外の紙オムツ等これらに類するもの ※ビニール袋で個別包装すること

※ 医療系廃棄物は、一般廃棄物用の集塵室には出さない。

※ 隔離対応病室の廃棄物は、廃棄物を整理して置き、清掃業者に回収依頼をする。

※ 患者カルテコピー等の個人情報関係書類の廃棄は、ポリ袋(半透明)に入れ清掃業者(責任者)に直接渡し処分する。(シュレッダー処理は除く)

※ 粗大ごみは、粗大ごみ置場(エネルギーセンター西)へ

※ ゴミ箱に関しては廃棄物の飛散等を考慮し、必要に応じた物を使用する
(ダストボックス、ペダル式、スイング式ゴミ箱等)